

棟居 徳子

神奈川県立保健福祉大学 専任講師

がん対策の現状と今後のあり方に関する法学的研究

いまや日本では「二人に一人ががんになる」と言われており、がんはがん患者及びその家族のみならず、日本国民の大きな関心事の一つである。政府も 1980 年代以降、総合的ながん対策を展開し、2007 年 4 月にはがん対策基本法が施行、同年 6 月にはがん対策推進基本計画が閣議決定された。2012 年 4 月には、第 2 次基本計画が公表される予定である。

このように国民生活に密接に関係する法制度が整備され展開されているにもかかわらず、法学的な見地からこれらの法制度を分析・検証した研究はほとんどみられない。そこで、本研究では、がん患者の健康権保障の観点から、がん対策推進基本計画及び各都道府県のがん対策推進計画の内容とその目標の達成状況について、患者、医療関係者及び政策担当者からの聞き取り調査、国際機関が用いている政策評価のための人権指標の分析、さらにイギリスとの比較法研究を通して検討し、がん対策推進基本計画の見直しに向け、社会保障法及び国際人権法の立場から提言することを目的とするものである。